

令和6年度

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業

目次

- 1 事業の目的と概要
- 2 申請の流れ
- 3 補助要件の確認
- 4 補助対象となる経費・補助金額
- 5 補助金の申込と応募書類
- 6 計画承認後の手続き等について
- 7 補助金申請(実績報告)書の提出と補助金交付
- 8 書類の提出・お問合せ先



令和6年3月

石川県 農林水産部 森林管理課

1.事業の目的と概要

森林環境税を活用した民間施設への県産材利用促進の取組について

県産材の利用は、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります。

令和元年度から令和3年度までは、県産材利用のモデルとなる取組への助成を行ってきました。民間施設への県産材利用を一層促進させるため、令和4年度に事業の見直しを図りました。

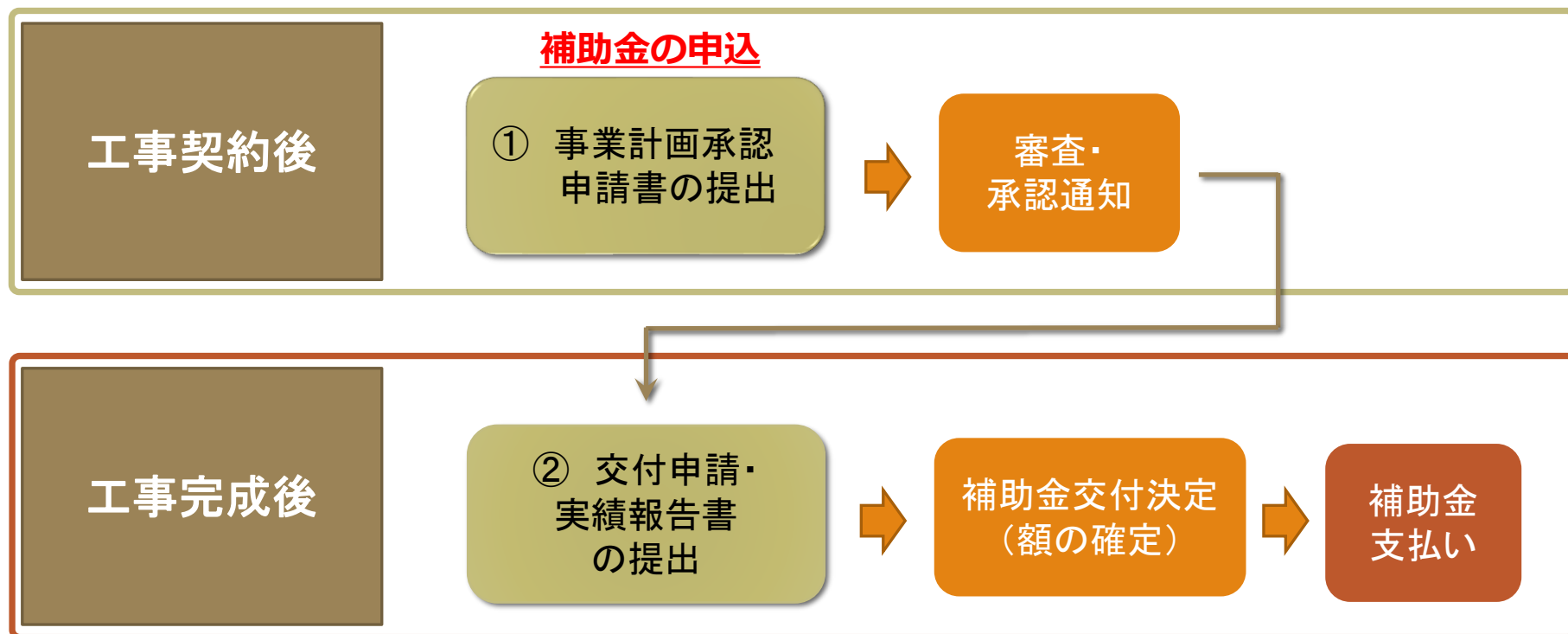
**県産材利用の一定の要件を満たした民間施設を
予算範囲内、先着順で支援する**

 **いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業**

2.申請の流れ

◆ 補助金申込受付中です

◆ 補助金申込額が予算額に達した時点で受付を終了します



- ① 補助を受けようとする事業者(施主)は、工事契約後、木工事の着工前までに 県に【事業計画承認申請書】を提出し、計画の承認を受ける必要があります
- ② 工事完成・引渡後に【補助金交付申請(実績報告)書】を提出し、現地・書類検査を経て、補助金が交付されます
※ 承認を受けた計画書に変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要となります

◆ 本年度の補助金交付に係る事業計画の承認は、1事業者(申請者)につき1件に限ります

3. 補助要件の確認

◆ 本事業に申込できる事業者の条件は次のとおりです

- 国や地方公共団体に該当しない民間事業者であること
- 使用する県産材について、「公共事業等における県産材産地及び合法木材証明制について（平成20年3月28日付け農政第4604号農林水産部長通知）」に基づく県産材産地及び合法木材証明書の提出が可能であること
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下でないこと

3. 補助要件の確認 助成対象となる施設(1)

◆ 本事業に申込できる施設の要件は助成区分別に次のとおりです

助成区分	補助対象施設
木造	次の要件を全て満たす施設 1. <u>県産木材の使用量が全体木材使用量の50%以上</u> (ただし、県産材使用量が30m ³ を超える場合は50%未満でも可) 2. <u>延床面積150m²以上</u> (施主自らが居住する住宅と併用する場合は、居住用部分を除いた延床面積が150m ² 以上の施設)
木質内外装	県産材を使用した木質内外装の見える部分の <u>施工面積が30m²以上</u>

※ 同一の施設において、木造と木質内外装の両方を申込むことはできません

3. 助成要件の確認 助成対象となる施設(2)

◆ 次の全ての要件に該当する施設

- (1) 石川県内に所在し、木造、又は木質内外装が行われる施設
- (2) 県の認定する「県産材建築ビルダー」が設計、建築する施設
- (3) 所有者等が自ら居住することのみを目的としない施設
- (4) 商業施設や社会福祉施設など多数の者による利用が見込める施設、
又は事務所等利用者が限定される場合であっても、整備する施設を活用した県産材の普及拡大に向けたPRがなされる施設
(物品等の格納を用途とする等、人の出入りが少ない施設を除く)
- (5) 専ら宗教活動や政治活動の用に供されない施設
- (6) 施設を整備する者が国又は地方公共団体でない施設
- (7) 事業完了日が令和7年3月19日までの施設

3. 補助要件の確認 助成対象となる施設(3)

◆ 助成対象施設は次に掲げる施設です

- 1 学校
- 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- 3 病院又は診療所
- 4 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- 5 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- 6 公共交通機関の施設
- 7 劇場、観覧場、映画館及び演芸場
- 8 ホテル及び旅館
- 9 公衆浴場
- 10 金融機関等
- 11 飲食店、物品販売業又はサービス業を営む店舗
(風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条に規定する風俗営業施設に該当しないこと)
- 12 事務所
- 13 上記1～12に定める施設のほか、知事が認める施設

4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 本事業の補助対象となる経費

- 県産材の材料費

(合板等の一部に県産材を含む木質材料は、材料費に県産材使用割合を乗じた費用)

- 木造又は木質内外装の木工事費及び設計費(木造に限る)に県産材の使用割合を乗じた費用

- 本事業以外の、国・都道府県・市町が支出する補助金等の助成制度を利用する場合は、その補助金額を減じた残りの費用

※ 補助金併用の可否については、各助成制度の実施機関にご確認ください

(参考) 補助対象となる工事費

→プレカット加工費、金物費、配送費、建て方費、大工手間、造作材加工費等

※「中大規模木造設計セミナーテキストp70」参照

4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 補助金額の計算

補助金額は、補助対象となる経費に補助率を乗じた額とし、算定方法は次のとおり

- 1件あたりの補助金額は、(1)に(3)を加えた額とし、補助上限額は下表のとおり
- 木質新材材を使用した場合は上記の額に(2)を加算し、補助上限額は（新材材使用）の額を適用

1 材料費

(1) 県産材：材料費の1/2

(2) 木質新材材(CLT、不燃木材、耐火集成材)：県産材使用部分の材料費の3/4

2 工事費及び設計費

(3) 木造又は木質内外装の工事費及び設計費(木造に限る)に県産材の使用割合を乗じた費用の1/2

◆ 補助上限額

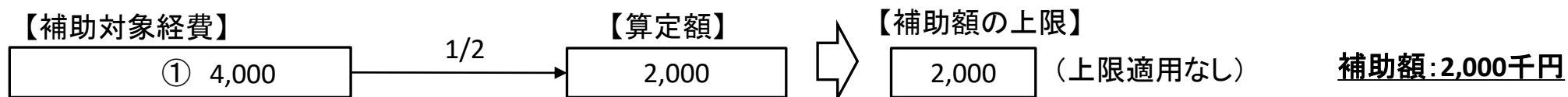
助成区分			補助上限額	(新材材使用)
木 造	延 床 面 積	150㎡以上～300㎡未満	2,000千円	3,000千円
		300㎡以上～400㎡未満	3,000千円	4,500千円
		400㎡以上～500㎡未満	4,000千円	6,000千円
		500㎡以上	5,000千円	7,500千円
木質内外装			2,000千円	3,000千円

4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 補助金額の計算例

条件: 助成区分【木造】、延床面積: 300㎡、補助上限: 3,000千円 (新材材使用時: 4,500千円)

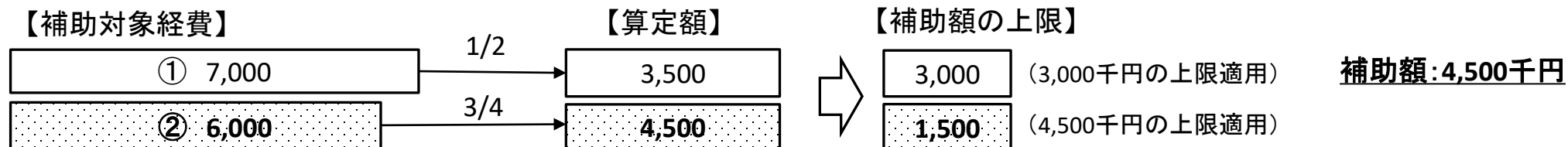
パターン1: ①一般木材の材料費 + 工事費=4,000千円 / ②木質新材材の使用なし



パターン2: ①一般木材の材料費 + 工事費=7,000千円 / ②木質新材材の使用なし



パターン3: ①一般木材の材料費 + 工事費=7,000千円 / ②木質新材材の材料費=6,000千円

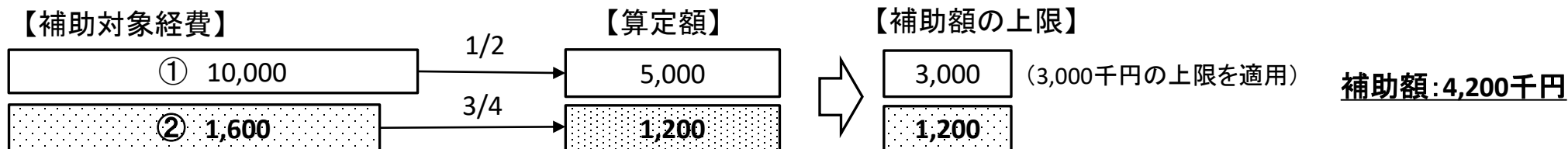


4. 補助対象となる経費・補助金額

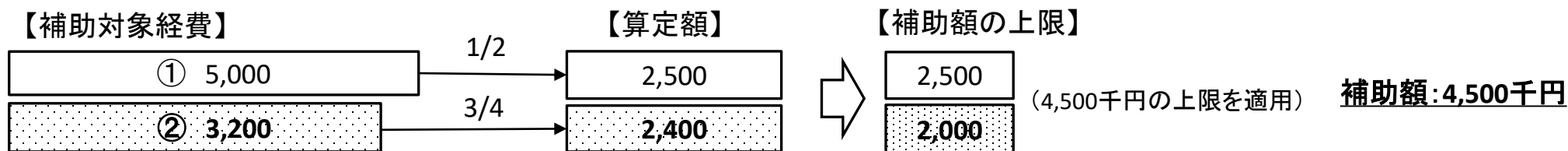
◆ 補助金額の計算例

条件: 助成区分【木造】、延床面積: 300㎡、補助上限: 3,000千円 (新材材使用時: 4,500千円)

パターン4: ①一般木材の材料費 + 工事費=10,000千円 / ②木質新材材の材料費=1,600千円



パターン5: ①一般木材の材料費 + 工事費=5,000千円 / ②木質新材材の材料費=3,200千円



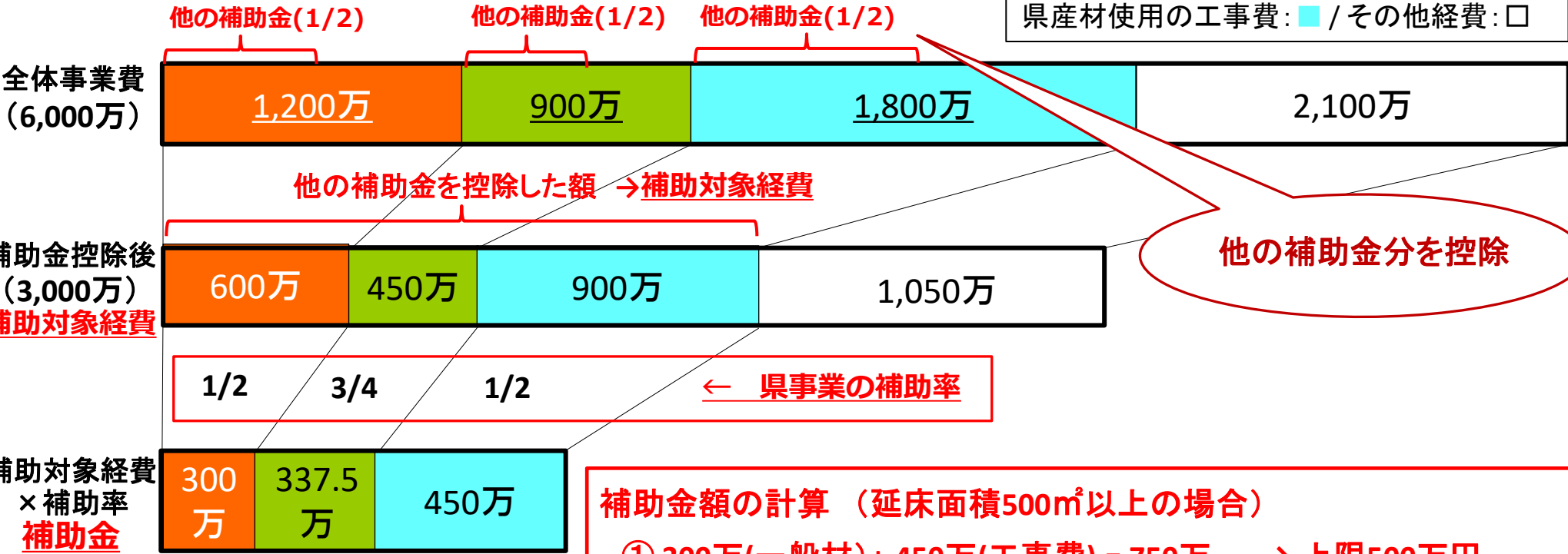
4. 補助対象となる経費・補助金額

◆ 他の助成制度を使用している場合の補助金額の計算

⇒他の助成金を控除した額が本事業の補助対象経費となります

【助成対象経費の算出例】（他の助成制度の補助率が1/2 補助対象が全体の場合）

県産材の材料費: ■ / 木質新部材費: ■
 県産材使用の工事費: ■ / その他経費: □



他の補助金分を控除

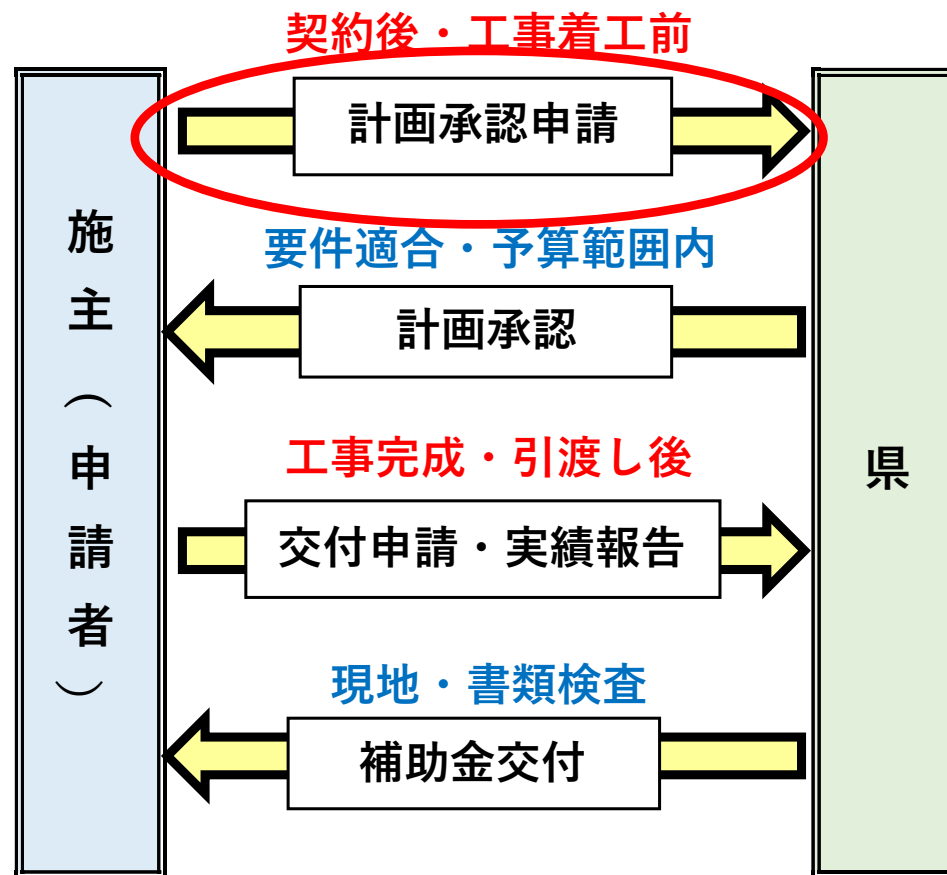
補助金額の計算（延床面積500㎡以上の場合）

① 300万(一般材)+ 450万(工事費) = 750万 → 上限500万円

② 337.5万円(新部材)分を加算 500万+337.5万=837.5万円

→ 新部材使用時の上限750万円を適用し、補助金額750万円

5. 補助金の申込と応募書類(計画承認申請～計画承認)



補助を受けようとする事業者(施主)は、工事契約後、木工事の着工までに、事業計画承認申請書と応募要項に定めた関係書類を県に提出してください。

(メール提出可)

※ 承認を受けた計画書に変更が生じた場合は、計画変更承認申請書の提出が必要です

事業計画承認申請書並びに応募書類一覧

別記様式第1号

提出日を記載

令和6年4月20日

石川県知事 様

事業主体となる施主の住所等を記載。
代表者の役職名も必ず記載ください。

住所 金沢市鞍月1丁目〇〇
事業主体名 株式会社 〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

令和6年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画承認申請書

いしかわ森林環境基金事業実施要領第8の第1項の規定に基づき、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の計画を作成したので、関係書類を添えて申請します。

記

- ・ 事業計画書（別記様式第2号）
- ・ 助成見込額算定表（別記様式第3号）
- ・ 県産材使用見込明細書（別記様式第4号）
- ・ 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証【※1】
- ・ 整備する施設の図面及び工事仕様書
- ・ 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（任意様式）
- ・ パンフレット等、事業主体の概要が分かる資料
- ・ 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）【※2】

※1 建築確認を要しない施工の場合、不要とする

※2 本事業以外の助成制度において、補助金の交付を受けている場合又は補助金の交付を受ける見込みである場合は、当該制度の補助金交付要綱や実施要領等の補助率が分かる資料、経費内訳書、補助金交付申請の写し、補助金額の確定通知書の写し等を提出すること

発行責任者： 株式会社〇〇・△田 〇夫 連絡先：076-xxxx-xxxx

担当者： 株式会社〇〇 △下 〇子 連絡先：同上

- ・ 発行責任者は事業主体の方としてください
- ・ 担当者が発行責任者と同一の場合は、同上と記載ください
- ※ 押印省略するためには、発行責任者及び担当者の記載が必要です

応募書類一覧

- ・ 事業計画書（別記様式第2号）
- ・ 助成見込額算定表（別記様式第3号）
- ・ 県産材使用見込明細書（別記様式第4号）
- ・ 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証（※）
- ・ 整備する施設の図面（付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、立面図、県産材使用箇所が確認できる図面、県産材施工面積求積図（木質内外装区分に限る）及び工事仕様書（任意様式）
- ・ 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料
（工事に係る請負契約書 および 内訳の明細）
- ・ パンフレット等、事業主体の概要が分かる資料
- ・ 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料（任意様式）

※建築確認を要しない施工の場合は、確認済証の提出は不要です。

事業計画承認申請書並びに応募書類(別記様式第2、3号)

別記様式第2号 (記載例)

計画申込時は【計画】に、実績報告時は【実績】に○を付ける

令和6年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業(計画)実績)書

助成区分	木造・木質内外装 (該当するものをいずれか選択し○で囲むこと)			
対象施設名	株式会社〇〇 金沢営業所兼ショールーム(提出時点の仮称でも可)			
施設の用途	営業所兼製品展示場(用途を具体的に記載)			
施工場所	金沢市〇〇町〇〇			
施主	名称	株式会社 〇〇		
	代表者役職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇		
	住所	金沢市鞍月1丁目〇〇		
	担当者	所属	事業部営業第1課	
		氏名	△田 〇夫	
電話		076-xx-xx-xxxx		
	メールアドレス	△△@〇〇.co.jp		
設計者	名称	△建築設計		
	住所	白山市〇〇町〇〇〇		
	電話	076-△△△-△△△ 担当者の連絡先を記載		
	担当者名・メールアドレス	△山 〇夫	△〇@△.co.jp	
施工者	名称	〇〇建設株式会社		
	住所	金沢市〇〇町〇〇		
	電話	076-□□□-□□□□ 担当者の連絡先を記載		
	担当者名・メールアドレス	□田 〇太	□□@□□.co.jp	
県産材納入者名	□□製材所、〇〇木材 丸太から製品までの納入経路を記載			
着工予定日	R6年5月10日	事業完了予定時期	R6年12月14日	
延べ床面積	250.00 m ²	施設の規模構造・法令制限等	木造・2階建	

県産材の使用状況	予定木材使用量(a)	50.8000m ²	左記のうち県産材使用量(b)	26.8000m ²	
			県産材使用率 (b)/(a)	52.76%	
	木質新材使用予定量 (b)の内数	CLT		内外装の県産材施工(可視)面積(助成区分:木質内外装に限る)	(30m ² 以上)
		不燃木材	0.8000m ²		
	耐火集成材				
木質新材材の使用箇所・使用理由	避難経路となる、玄関・廊下の腰壁に使用				
県産材の可視部分	(ロビー、エントランスホール等、県産材が利用者の目に触れる主な場所を記載) 外壁、室内腰壁、室内床、天井				
取組の利	(県産材活用の工夫、PRの取り組み内容、想定される施設利用者数等を記載) 商談、製品見学等を目的とした年間500名程度の来場者を想定。ホームページや会社案内に県産材を利用した施設であることをPRする ※その他県産材を活用したねらい、意匠の工夫等を記載してください。				

事業費	助成見込額	2,900千円	
	全体事業費(①)【税抜き】	55,000千円	
	①のうち補助対象経費(②)【税抜き】	材料費	6,900千円
		工事費	4,628千円
	①のうち、他の補助事業により助成を受けている経費	0千円	

※ 事業費の各項目について、積算根拠となる資料を添付してください
 ※ 各項目について、該当欄に記載しきれない場合は別紙としてください
 ※ 計画変更承認申請書に添付する場合は、変更箇所を赤字としてください
 ※ 補助金実績報告時は、表題を事業実績書として本様式を提出すること

(太枠の中のみ入力ください。灰色着色セルは自動計算されます)

別記様式第3号

R6年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業 助成額算定表

助成区分 (いずれかに○)	木造	木質内外装	延床面積(m ²)
	○		
物件名称			
(補助対象経費に左記補助率を乗じた額)			
	補助率	【助成見込額】(円)	
材料費(一般材)	0.50		千円未満切り捨て
工事費・設計費	0.50		千円未満切り捨て
小計			
(一般材・工事・設計費上限)		FALSE	
材料費(新材材)	0.75		千円未満切り捨て
合計【助成見込額】			
(補助上限額)			
木材使用量 (m ³)			
県産材使用量 (m ³)			
県産材使用率 (%)			
	全体 (円)	【補助対象経費】 (うち県産材に係るもの) (円)	
材料費(計)			設計費は木造の場合のみ計上可能
材料費(一般材)			
材料費(新材材)			
工事費・設計費			
計			
材料費(新材材以外)内訳	使用量 (m ³)	金額 (円)	
県産材(一般材)			
県産材以外			
計			
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて納品書等の該当部分に印をつけて下さい)			
材料費(新材材)内訳	使用量 (m ³)	金額 (円)	
県産材			
県産材以外			
計			
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて納品書等の該当部分に印をつけて下さい)			
(全体の額に上記の県産材使用率を乗じた額)			
工事費内訳	全体 (円)	うち県産材利用に係るもの (円)	
プレカット加工費			千円未満切り捨て
大工手間・建て方費用			千円未満切り捨て
配送費			千円未満切り捨て
金物			千円未満切り捨て
造作			千円未満切り捨て
加工費			千円未満切り捨て
レッカー車			千円未満切り捨て
設計費			千円未満切り捨て
計			
※数量、金額の根拠資料を添付してください。(必要に応じて積算書等の該当部分に印をつけて下さい)			
※木工事費内訳は、中大規模木造設計セミナーテキストp70を参考とし、必要に応じて造作材の材料費、加工費等を加算			
参考: 木工事費=プレカット加工費+材料費+金物費+配送費+建て方費用+大工手間			

事業計画承認申請書並びに応募書類(別記様式第4号)

別記様式第4号

【記載例】

県産材使用明細書

【県産材】

区分	部位名	樹種	規格				数量 (本)	材積 (m3)
			長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	単材積 (m3)		
一般材	土台	能登ヒノキ	4,000	120	90	0.0432	30	1.2960
一般材	1F間柱	スギ	3,000	120	45	0.0162	330	5.3460
一般材	管柱	スギ	3,000	105	105	0.0331	50	1.6550
一般材	1F梁・桁	スギ集成	6,000	450	120	0.3240	4	1.2960
木質新部材	内壁羽目板	スギ(不燃材)	4,000	105	12	0.0050	160	0.8000
小計								10.3930
合計 (A)								10.3930

【県産材以外】

区分	部位名	樹種	規格				数量 (本)	材積 (m3)
			長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	単材積 (m3)		
一般材	大引	ヒノキ	4,000	105	105	0.0441	20	0.8820
一般材	ヌキ	エゾマツ	3,800	57	13	0.0028	1,000	2.8000
一般材	1F梁・桁	米松	4,000	105	150	0.0630	4	0.2520
一般材	1F梁・桁	レッドパイン集成	4,000	105	180	0.0756	5	0.3780
小計								4.3120
合計 (B)								4.3120

※ 区分欄は【一般材】、【木質新部材】のいずれかを記載する

※ 明細書が複数枚にわたる場合は小計を設けること

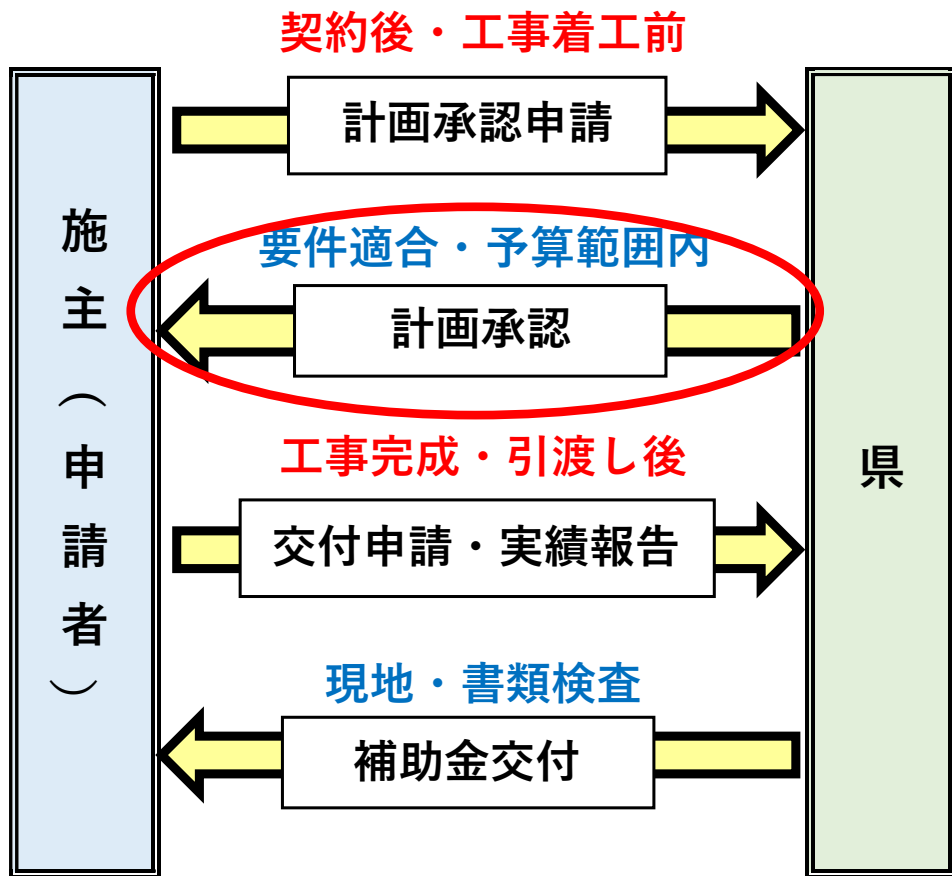
※ 県産材を使用した合板などの木質系建材等を使用する場合は、県産材使用率を単材積(m3)に乗じて材積を算出すること

※ 材積は、小数点以下第4位まで計上(第5位を四捨五入)

県産材使用率(%)

$$\frac{(A)}{(A)+(B)} \times 100 = \frac{10.393}{14.705} \times 100 = 70.7\% \geq 50\%$$

5. 補助金の申込と応募書類(計画承認通知)



別記様式第 5 号

年 月 日

様

石川県知事

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画の承認について (通知)

令和 年 月 日付で申請のあった、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業の計画を承認したので、いしかわ森林環境基金事業実施要領第 8 第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 助成区分
- 2 備考
 - ・ この通知書は補助金の交付を決定するものではありません。
 - ・ 事業計画書の内容を変更する場合は、計画 (変更・中止) 承認申請書 (別記様式 6 号) を提出してください。ただし、助成見込み額の減、事業完了時期の延長、補助事業の中止以外の変更は提出を要しません。また、原則として、事業計画の変更による助成見込み額の増額は認めません。
 - ・ 事業完了の日から起算して、15 日を経過した日までに、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業補助金交付申請 (実績報告) 書 (補助金交付要綱別記様式第 11 号) を提出してください。

県は、事業計画承認申請書の内容を審査し、補助要件を満たすものについて、予算の範囲内で採択を決定し、応募者へ通知します。

なお、予算の範囲を超える時は申請の受付を終了し、その旨を森林管理課のホームページを通じて周知します。

6. 計画承認後の手続き等について

◆ 県産材使用状況の確認

構造材等に使用する場合で、工事完成後に不可視となる箇所については、完成時に県産材の使用状況が確認できる施工中の写真が必要です。

建方完了時等、県産材の使用状況が目視できる段階で、県に立会いを依頼し、現場での使用状況の確認を受けるようにお願いします。

◆ 事業計画の変更

事業計画について、次に該当する変更が生じる場合は、事業計画変更(中止)承認申請書を提出し、県の承認を受ける必要があります。

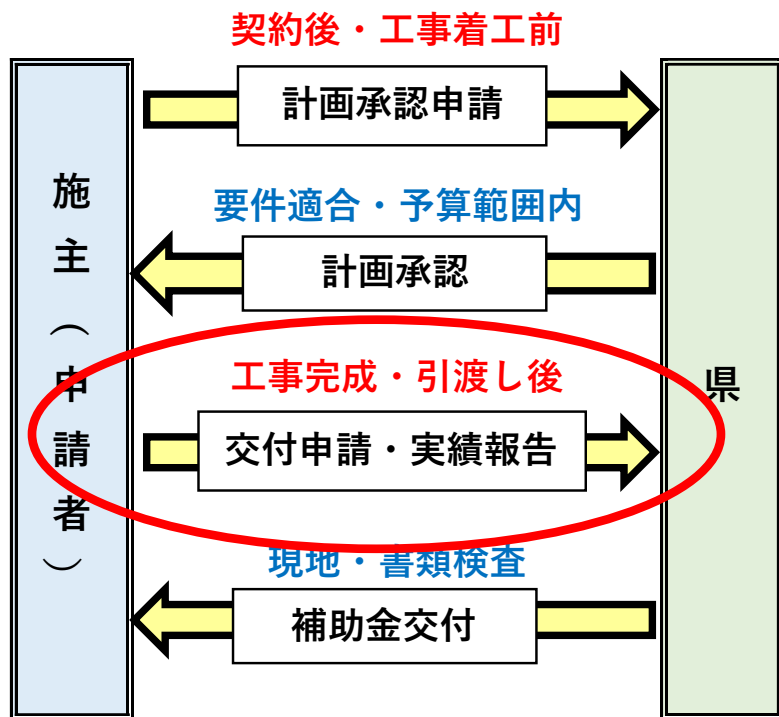
【変更（中止）承認申請書の提出が必要となる変更】

- ・ 助成見込額の減
- ・ 事業完了時期の延長
- ・ 補助事業の中止

※事業計画の変更による助成額の増額は認められません

別記様式第6号	
年 月 日	
石川県知事 様	住所 事業主体名 代表者名
令和 年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業計画 (変更・中止)承認申請書	
年 月 日付森管第 号により事業計画承認の通知があった、標記事業を下記のとおり(変更、中止)したいので、承認されたく、いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業公募要領の規定により、申請いたします。	
記	
1	(変更・中止)の理由
2	変更の内容 別紙のとおり
3	添付書類
	・ 事業変更計画書(別記様式第2号)
	・ 助成見込額算定表(別記様式第3号)
	・ 県産材使用見込明細書(別記様式第4号)
	・ 変更に係る図面及び工事仕様書
	・ 変更に係る事業費及び補助対象経費の積算根拠資料
	・ 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料【※】
	※:本事業以外の助成制度において、補助金の交付を受けている場合又は補助金の交付を受ける見込みである場合は、当該制度の補助金交付要綱や実施要領等の補助率が分かる資料、経費内訳書、補助金交付申請の写し、補助金額の確定通知書の写し等を提出すること。
発行責任者:	連絡先:
担当者 :	連絡先:

7.補助金申請(実績報告)書の提出と補助金の交付



(1) 補助金交付申請(実績報告)書の提出

事業者は事業の完了した日から起算して、15日を経過した日、又は令和7年3月21日のいずれか早い期日までに、整備した施設の所在する市町を管轄する農林総合事務所まで、実績報告書を2部提出してください。

(2) 実績報告書の確認と現地・書類検査

県は、交付申請(実績報告)書の提出を受けた場合、現地並びに事業に係る書類を確認し、補助金額を確定します。

補助金申請(実績報告)書及び添付書類

別記様式第11号

下記記載の事業完了日から起算して15日経過した日、
又は令和7年3月21日のいずれか早い期日

第 号
年 月 日

石川県知事 殿

住 所 金沢市鞍月1丁目〇〇
事業主体名 株式会社 〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

令和6年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業補助金交付申請
(実績報告)書

令和6年度いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業補助金を交付されたく、石川県補助金交付規則の規定により、以下のとおり申請(実績報告)をいたします。

- | | |
|-----------|--|
| 1 事業の成果 | 施設整備において県産材を使用し、民間施設における県産材の普及拡大に貢献した。 |
| 2 事業実績の概要 | 別記様式第2号4のとおり |
| 3 事業実施時期 | 着手 令和6年5月10日
完了 令和6年12月14日 |
| 4 収支精算 | 別記様式第6号のとおり |
| 5 その他 | (※知事が必要と認める書類) |

発行責任者: 株式会社〇〇 △田 〇夫 連絡先: 076-XXXX-XXXX
担当者: 株式会社〇〇 △山 〇夫 連絡先: 076-△△△-△△△

・発行責任者及び担当者は事業主体の方としてください。同一とする場合は、「同上」と記載ください。

※ 発行責任者及び担当者を記載することにより、押印を省略できます

添付書類

- ・ 要綱別記様式第2号4 (事業実績書)
- ・ 要綱別記様式第6号 (収支精算書)
- ・ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証 (※)
- ・ 県産材産地及び合法木材証明書
- ・ 事業実績書 (募集要項_別記様式第2号)
- ・ 助成額算定表 (募集要項_別記様式第3号)
- ・ 県産材使用明細書 (募集要項_別記様式第4号)
- ・ 図面、工事仕様書
- ・ 工事完了写真 (全体外観、県産材使用箇所)
- ・ 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料 (工事に係る請負契約書 および 内訳の明細)
- ・ 他の助成制度の内容及び補助金額を示す資料 (任意様式)

※建築確認を要しない施工の場合、施工完了を証する別の書類とする

補助金申請(実績報告)書及び添付書類

別記様式第2号4

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業実績書

1 事業実績の概要

実施所在地		助成区分 (該当区分をいずれか○で囲むこと)	着工時期	竣工時期
市・町	町・大字			
金沢市	〇〇町〇〇	○木造 ・木質内外装	令和6年5月 10日	令和6年12 月14日

2 整備施設の概要

施設名	株式会社〇〇 金沢営業所兼ショールーム			
施設の用途	営業所兼製品展示場			
延べ床面積	250.00 m ²			
木材使用量	50.800 m ³	左記のうち県産材使用量	26.800 m ³	
		左記のうち 木質新材使用量	CLT	m ³
			不燃木材	0.800 m ³
			耐火集成材	m ³

※添付する書類等は、別に定める

別記様式第6号

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業収支精算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	精算額	予算額	比較		備考
			増額	減額	
県補助金	2,900,000	2,900,000			
その他	8,628,000	8,628,000			
合計	11,528,000	11,528,000			

【県補助金】 = 助成額算定表の【助成見込額】

【その他】 = 【補助対象経費の合計】 - 【県補助金】

2 支出の部

(単位：円)

区分	精算額	予算額	比較		積算内訳
			増額	減額	
材料費	5,700,000	5,700,000			別紙のとおり
工事費	4,628,000	4,628,000			
材料費(木質新材)	1,200,000	1,200,000			
合計	11,528,000	11,528,000			

様式第3号の【補助対象経費】から転記する

7.補助金申請(実績報告)書の提出と補助金の交付



(3) 補助金額の確定

額の確定通知後、請求書の提出により、補助金を支払います。

補助対象施設についての条件

- (1) 県産材を使用し、かつ「いしかわ森林環境基金」による補助事業の対象施設であること、並びに建物に使用した木材の炭素貯蔵量を示す表示板を作成し、施設内外の見える場所に設置すること。
なお、本表示板には「石川県産材ロゴマーク」を使用すること。
- (2) 県が完成を確認した日の年度から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数が経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、効率的な運営を図ること。
- (3) 施設内外の写真撮影や現地見学会など、石川県が行う「いしかわ森林環境基金」及び県産材利用推進のPRに係る取組に協力すること。

補助対象施設への表示

表示例

令和6年度

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業 助成対象施設



この施設は「いしかわの森林環境基金を活用して整備しました。
〇〇及び〇〇の一部には、石川県で育った木を使用しています。

木材利用量		木材の炭素貯蔵量	
	県産材利用量		県産材の炭素貯蔵量
25m ³	13m ³	18 t-CO ²	8 t-CO ²

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」
(令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知)に準拠し、この建築物
に利用した木材が貯蔵している炭素(CO₂換算)の量を示すものです。

8.書類の提出先

事務所名	管轄する市町	住 所	電話番号
農林総合事務所	南加賀	小松市、加賀市、能美市、川北町 〒923-0801 小松市園町ハ108-1	0761-23-1717
	石 川	白山市、野々市市 〒920-2121 白山市鶴来本町4丁目リ75	076-272-1171
	県 央	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 〒920-8214 金沢市直江南2丁目1	076-239-1753
	中能登	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町 〒926-0852 七尾市小島町ニ33	0767-52-6600
	奥能登	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 〒929-2392 輪島市三井町洲衛10部11-1	0768-26-2329
石川県農林水産部 森林管理課 森林資源利活用グループ		〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1（県庁）	076-225-1643

お問合せ先と電子メールによる提出先

森林管理課 森林資源利活用グループ

TEL:076-225-1643

FAX:076-225-1645

Mail: shinkan@pref.ishikawa.lg.jp まで